

特記仕様書

環境への配慮事項

- ・自動車、施工機械の使用にあたっては、環境に配慮した仕様に努め、無用な使用を出来るだけしないように心がけること。
- ・業務完了時の提出書類等は、環境や再利用の観点から両面印刷等に心がけること。
- ・業務を施工するにあたり、購入やレンタルする必要がある物品については、環境に配慮して極力グリーン購入法に適応したものを活用するよう努めること。
- ・清掃等周辺環境美化に努める。
- ・業務全般にわたり省電力、省エネルギーに努めること。

上記のほか、受注者として環境に配慮する計画があれば業務着手時に、書面にて提出すること。

妨害又は不当要求に対する通報義務

- ・受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
- ・受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。